

佐久食品衛生協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、佐久食品衛生協会と称する。

(事業所)

第2条 本会の事務所を、佐久保健所内におく。

(目 的)

第3条 本会は、飲食に起因する伝染病、食中毒その他危害の発生を防止するため、進んで食品衛生思想の普及並びに食品の品質の向上を図り、もって公衆衛生の増進に寄与し業界の振興に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及に関する事業
- (2) 会員の営業施設の改善に関する事業
- (3) 食品、添加物、器具及び容器包装の品質の改善に関する事業
- (4) 食品の製造、加工、調理及び販売技術の向上に関する事業
- (5) 会員及びその従業員の健康の保持増進に関する事業
- (6) 食品衛生の相談に関する事業
- (7) 営業許可申請手続指導に関する事業
- (8) 食品衛生功労者並びに食品衛生施設等の表彰に関する事業
- (9) 長野県収入証紙売りさばきに関する事業
- (10) 関係団体との連絡協調に関する事業
- (11) その他食品衛生上必要と認める事業

(内 規)

第5条 会長は、必要に応じ理事会の承認を得て、事業等に関する内規を定めることができる。

第2章 組織及び会員

(組 織)

第6条 本会は、市町村ごとに支部をおく。ただし、理事会が認める場合はこの限りでない。

2 本会は、目的を達成するため部会を設け、それぞれ部長を置く。

部会の組織及び事業については、内規に定める。

(会 員)

第7条 本会の会員は、佐久保健所管内において各種食品業を営む関係者をもって組織する。

- 2 本会の会員は、日本食品衛生協会及び長野県食品衛生協会員となることができる。
- 3 本会に関係ある業者は、理事会の推薦により協力者会員となることができる。

(退 会)

第8条 本会を退会しようとするときは、その旨協会に届け出なければならない。

- 2 前条の場合のほか、会員が次の事由によって資格を失った場合退会したものとみなす。

- (1) 廃 業
- (2) その他理事会で認めた者

第3章 役員・顧問・相談役・参与及び事務局

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3～5名
 - (3) 会 計 1名
 - (4) 理 事 10名～20名
 - (5) 監 事 4名
- 2 会長、副会長、会計及び監事は、総会において会員中より選出し総会の承認を得る。
 - 3 理事は、支部長及び各部の部長とし、会員数300名以上の支部は増やすことができる。(1名)

(職 務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 会計は、経理の一切の事務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務を審議し執行する。
- 5 監事は、会計並びに会の会務を監査する。

(任 期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。
- 3 役員は、辞任または任期満了後も後任が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(代議員)

第12条 本会に代議員を置き、その定数は60名以上100名以内とする。

- 2 代議員は、別に定める基準により支部ごとに選出された者であつて理事会の承認を得た者とする。
- 3 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 本会は、長野県食品衛生協会の代議員を理事会において選出し、会長これを推薦する。

(顧問、相談役及び参与)

第14条 本会に顧問、相談役及び参与をおくことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、会員及び学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は、本会の重要事項において会長の諮問に応じ、参与は、会務の運営に参与する。

(事務局)

第15条 本会に事務局を設け、次の職員をおく。

書記は、会長が任命し、事務及び会計を担当する。

第4章 会 議

(会 議)

第16条 本会の会議は、定期総会・臨時総会・三役会・理事会及び専門部会とする。

理事会は、会長が必要に応じてこれを招集し、専門部会は、各部長が会長の承認を得て、それぞれ召集する。

(総 会)

第17条 本会の総会は、各支部より選出された代議員をもって構成する。

第18条 定期総会は、毎年、年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。

臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上が、会議の目的である事項を示して請求のあったとき会長が招集する。

総会は、下記事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 収支予算及び収支決算
- (3) 規約の改廃に関する事
- (4) 財産目録
- (5) 事業資産に関する事項
- (6) 役員承認
- (7) その他会長の認めた事項

- 2 総会は、代議員の2分の1以上の出席によって成立する。
- 3 総会の議長は、会員中から選出し、議事は出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(三役会)

第19条 三役会は、会長、副会長及び会計で組織し、これに総務部長を加える。

(理事会)

第20条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上が会議の目的である事項を示して請求のあったとき、会長が招集する。

- 2 理事会の座長は、副会長がこれにあたる。

第5章 会 計

(経 費)

第21条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会 費)

第23条 本会の会費の額は、総会の議決を経て定める。

(別途積立金)

第24条 本会は事業年度毎に、職員退職給与引当金として別途積立てる。

第6章 補 則

(旅費等)

第25条 本会は、会員の旅費、職員の給与及び旅費等については内規に定める。

(附 則)

この規約は平成11年4月1日より施行するものとする。

この規約は平成26年5月21日に一部改正し承認する。

この規約は令和2年5月28日に一部改正し承認する。